

議案第 4 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | わたり保育園新築工事（電気） |
| 2 | 工 事 場 所 | 境港市渡町 1 3 4 2 番地 1 |
| 3 | 契約の相手方 | わたり保育園新築工事（電気）
エナテクス・大山電気特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市入船町 2 番地 6
株式会社エナテクス 境港支社
支社長 佐名木 知信 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 5 2 , 9 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約締結の方法 | 公募型指名競争入札 |

(参 考)

入 札 状 況

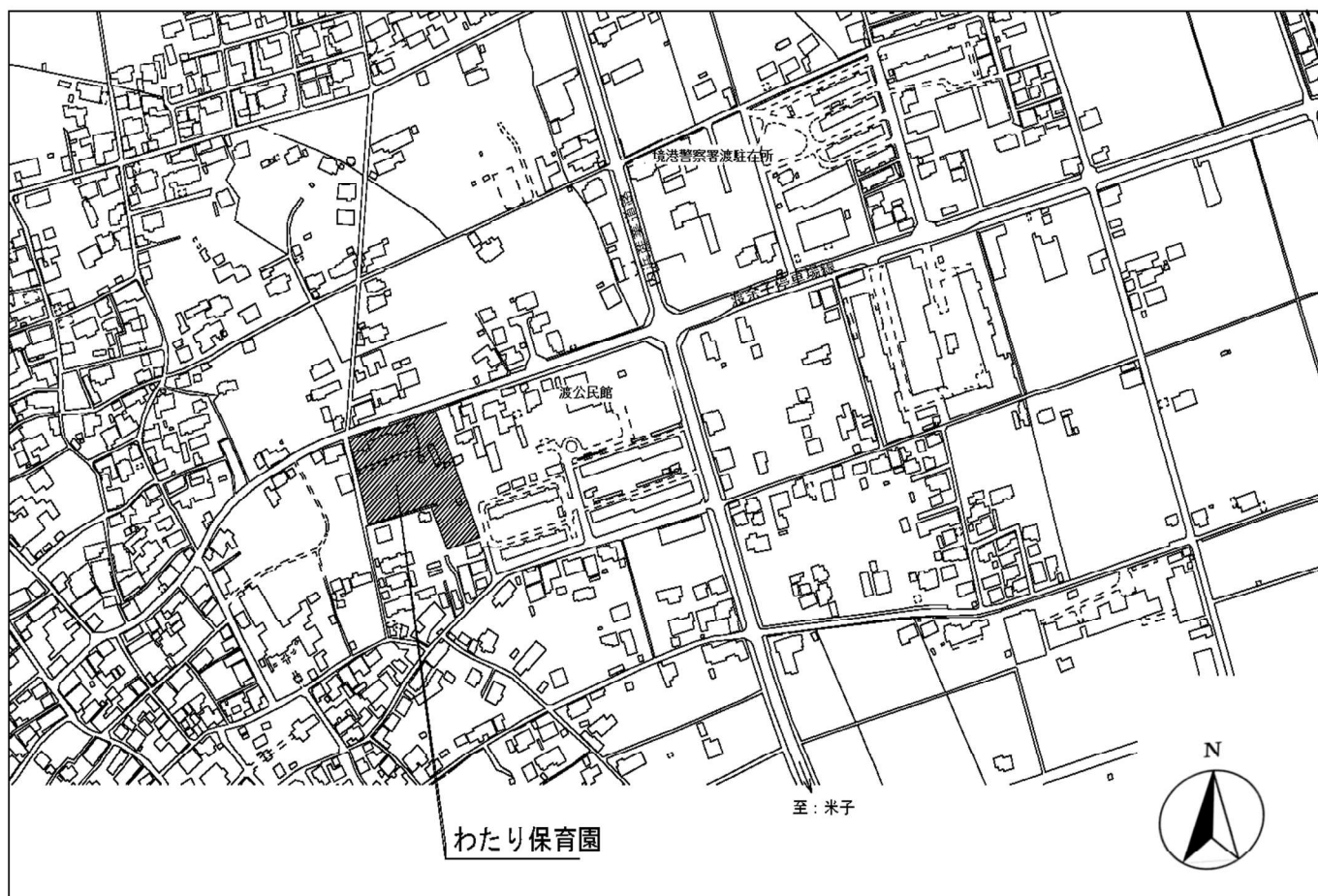
1. 工 事 名 わたり保育園新築工事（電気）
2. 入 札 開 札 日 時 令和 7 年 5 月 20 日 午前11時00分 即時開札
3. 入 札 開 札 場 所 境港市役所 第 2 会議室
4. 工 事 内 容 わたり保育園園舎新築及び園庭整備に伴う
電気設備工事一式
保育園園舎
延べ面積 1,126.96㎡
その他工事（プールテラス上屋、倉庫）
5. 工事完成(予定)年月日 令和 8 年 3 月 23 日
6. 予 定 価 格 等 (入札書比較価格・税抜)
予 定 価 格 153,230,000円(139,300,000円)
最低制限価格 140,870,400円(128,064,000円)

7. 入 札 状 況

入 札 者 名	入札金額	備 考
わたり保育園新築工事（電気） エナテクス・大山電気特定建設 工事共同企業体	139,000,000円	落 札

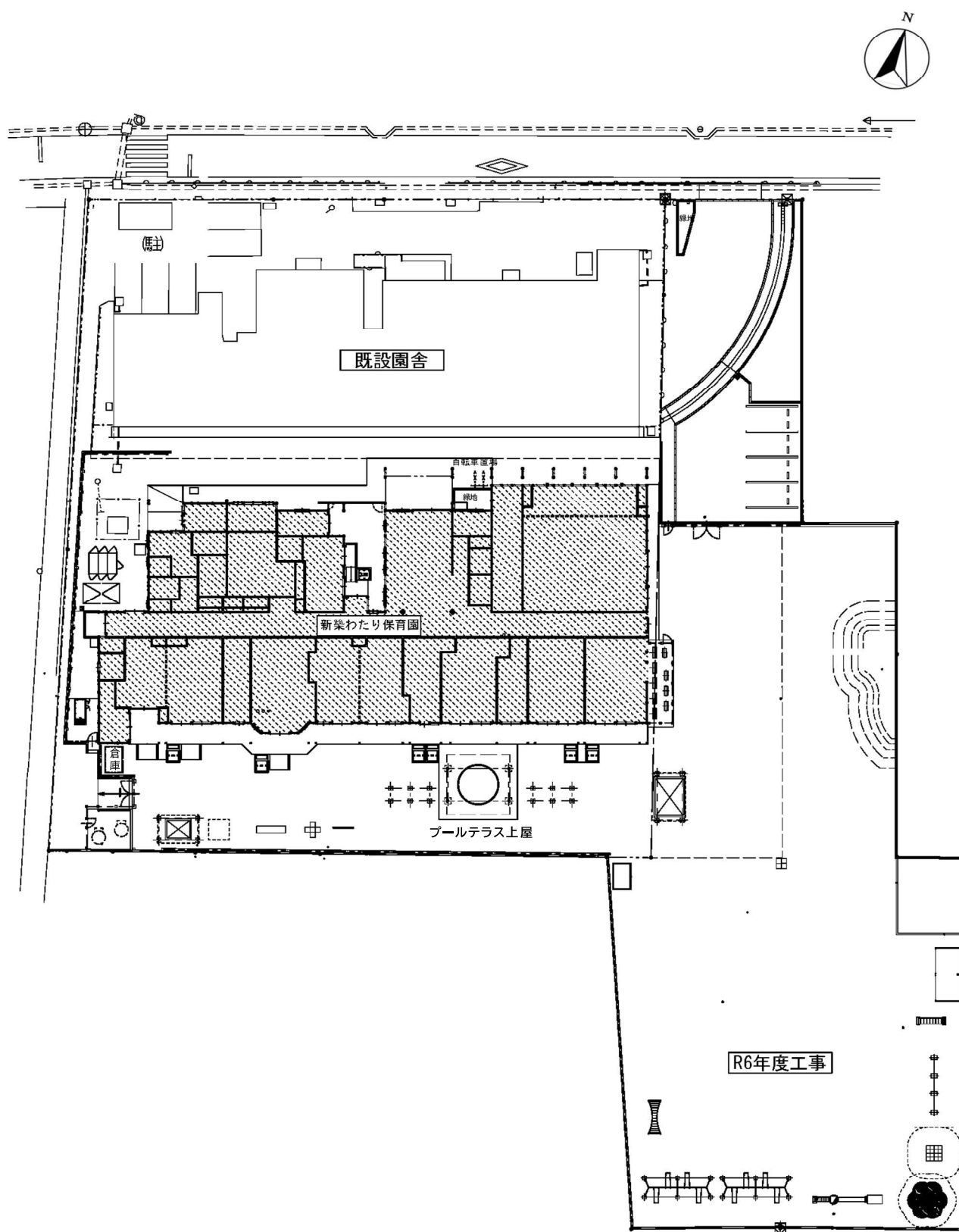
8. 入 札 開 札 立 会 人 福祉保健部子育て支援課長 池淵 賢自

(参 考)



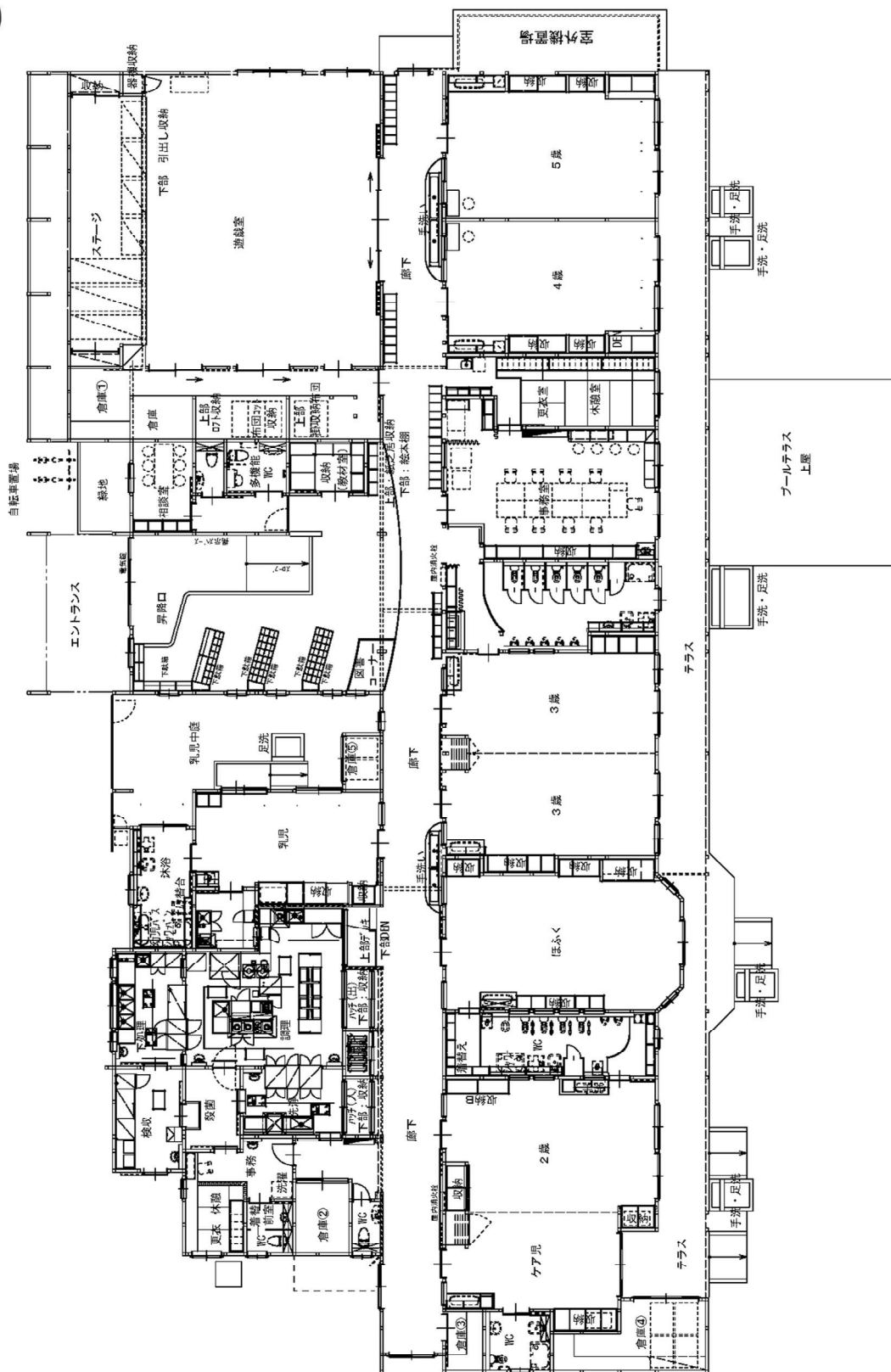
位 置 図

(参 考)



配 置 図

(参 考)



平面図

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）

（省 略）

（４）

（５）その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（以下省略）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 4 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | わたり保育園新築工事（機械） |
| 2 | 工 事 場 所 | 境港市渡町 1 3 4 2 番地 1 |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | わたり保育園新築工事（機械）
曾我工業・三徳興産特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市上道町 3 2 9 7 番地
曾我工業株式会社 境港営業所
所長 松谷 信男 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 5 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約締結の方法 | 公募型指名競争入札 |

(参 考)

入 札 状 況

1. 工 事 名 わたり保育園新築工事（機械）
2. 入 札 開 札 日 時 令和 7 年 5 月 20 日 午前10時00分 即時開札
3. 入 札 開 札 場 所 境港市役所 第 2 会議室
4. 工 事 内 容 わたり保育園園舎新築及び園庭整備に伴う
空気調和設備及び給排水衛生設備工事一式
保育園園舎
延べ面積 1,126.96㎡
その他工事（プールテラス上屋、倉庫）
5. 工事完成(予定)年月日 令和 8 年 3 月 23 日
6. 予 定 価 格 等 (入札書比較価格・税抜)
予 定 価 格 156,970,000円(142,700,000円)
最低制限価格 144,412,400円(131,284,000円)

7. 入 札 状 況

入 札 者 名	入札金額	備 考
わたり保育園新築工事（機械） 曾我工業・三徳興産特定建設工 事共同企業体	140,000,000円	落 札
わたり保育園新築工事（機械） 橋本工業所・米子ガス産業特定 建設工事共同企業体	140,500,000円	

8. 入 札 開 札 立 会 人 福祉保健部子育て支援課長 池淵 賢自

議案第 5 2 号

市道の路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
5 0 8 7	余子 8 5 号線	誠道町 4 4 番地先	
		誠道町 2 1 6 番地先	
5 2 0 3	誠道森岡 2 号線	新屋町 1 9 1 5 番地先	
		森岡町 4 9 4 5 番 1 地先	
6 2 1 1	夕日ヶ丘 1 5 号線	夕日ヶ丘 1 丁目 3 8 6 番地先	
		夕日ヶ丘 1 丁目 3 8 4 番地先	

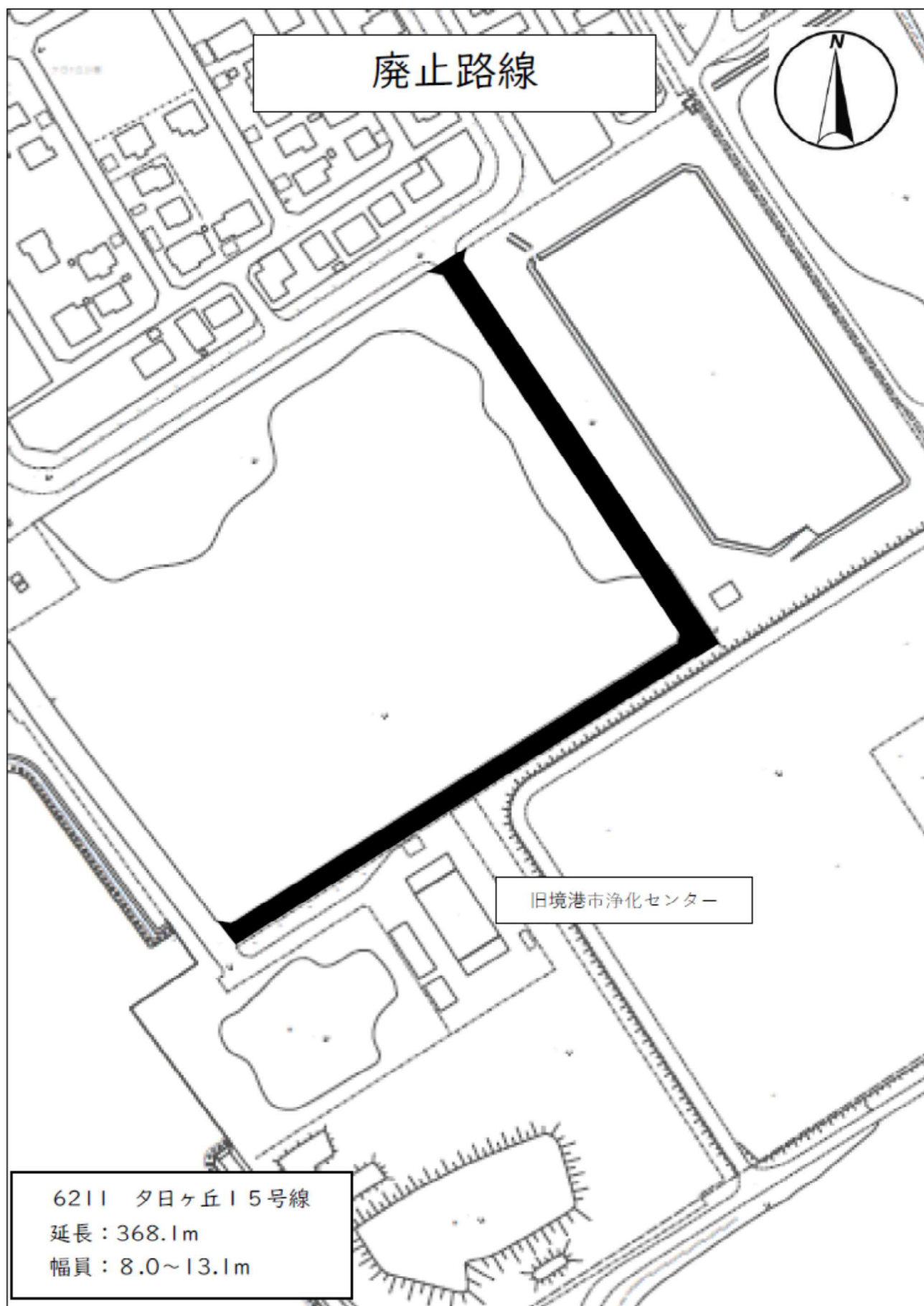
(参 考)



(参 考)



(参 考)



(参 考)

道路法（抜粋）

（路線の廃止又は変更）

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 53 号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

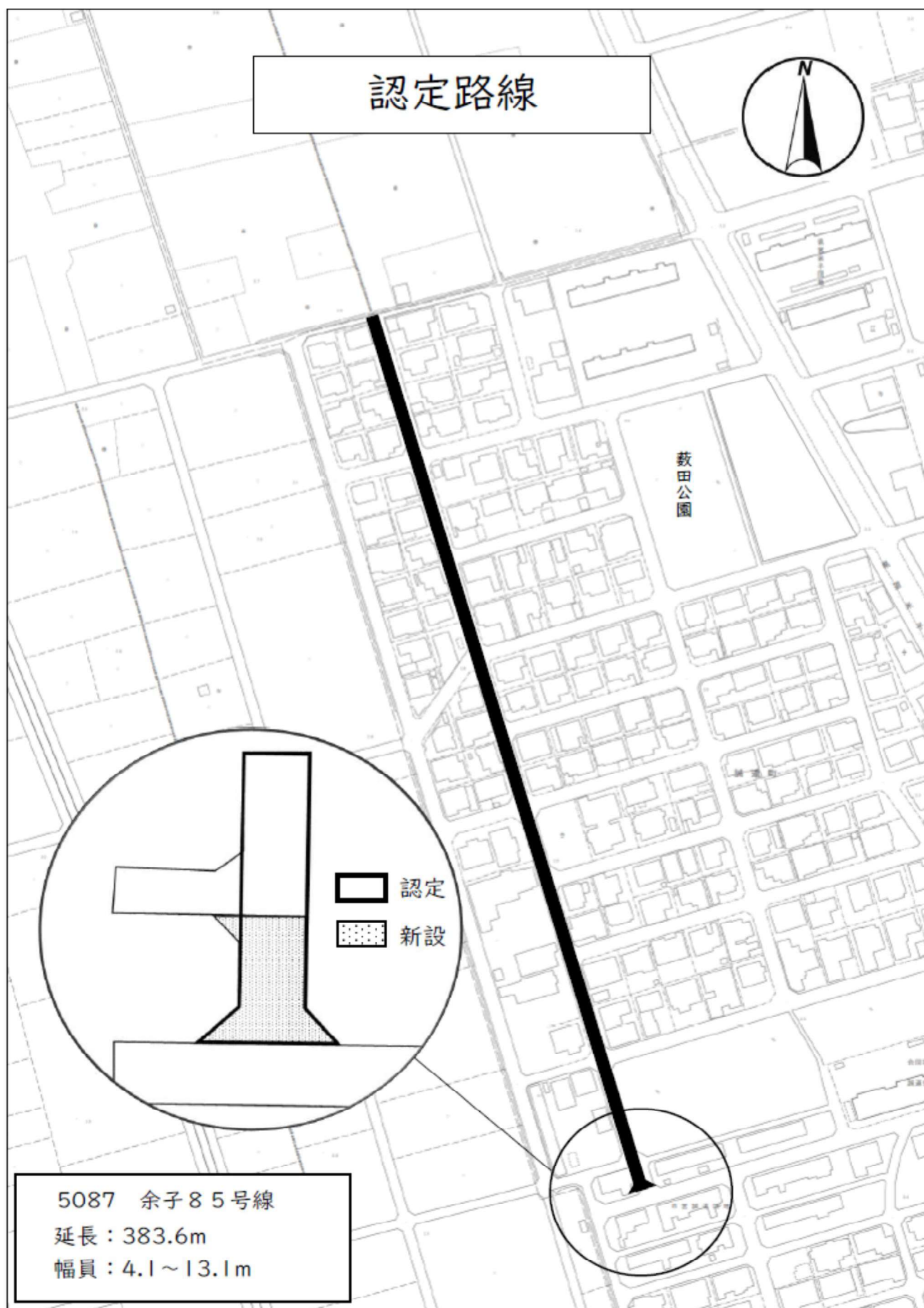
令和 7 年 6 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

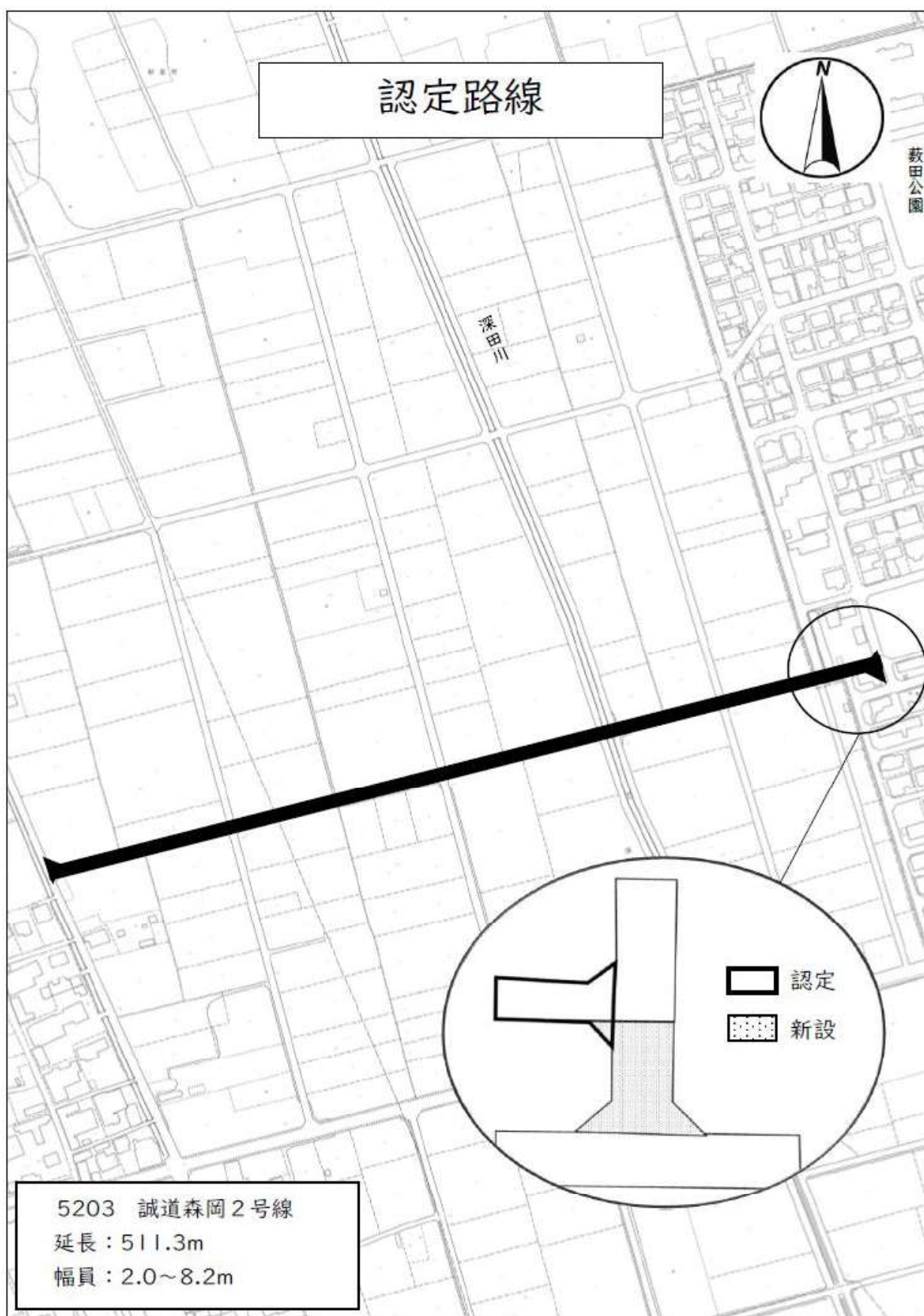
認 定 路 線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
5 0 8 7	余子 8 5 号線	誠道町 4 4 番地先	
		誠道町 2 1 6 番地先	
5 2 0 3	誠道森岡 2 号線	誠道町 2 1 6 番地先	
		森岡町 4 9 4 5 番 1 地先	

(参 考)



(参 考)



(参 考)

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）

議案第 5 4 号

財産を無償で譲渡することについて

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

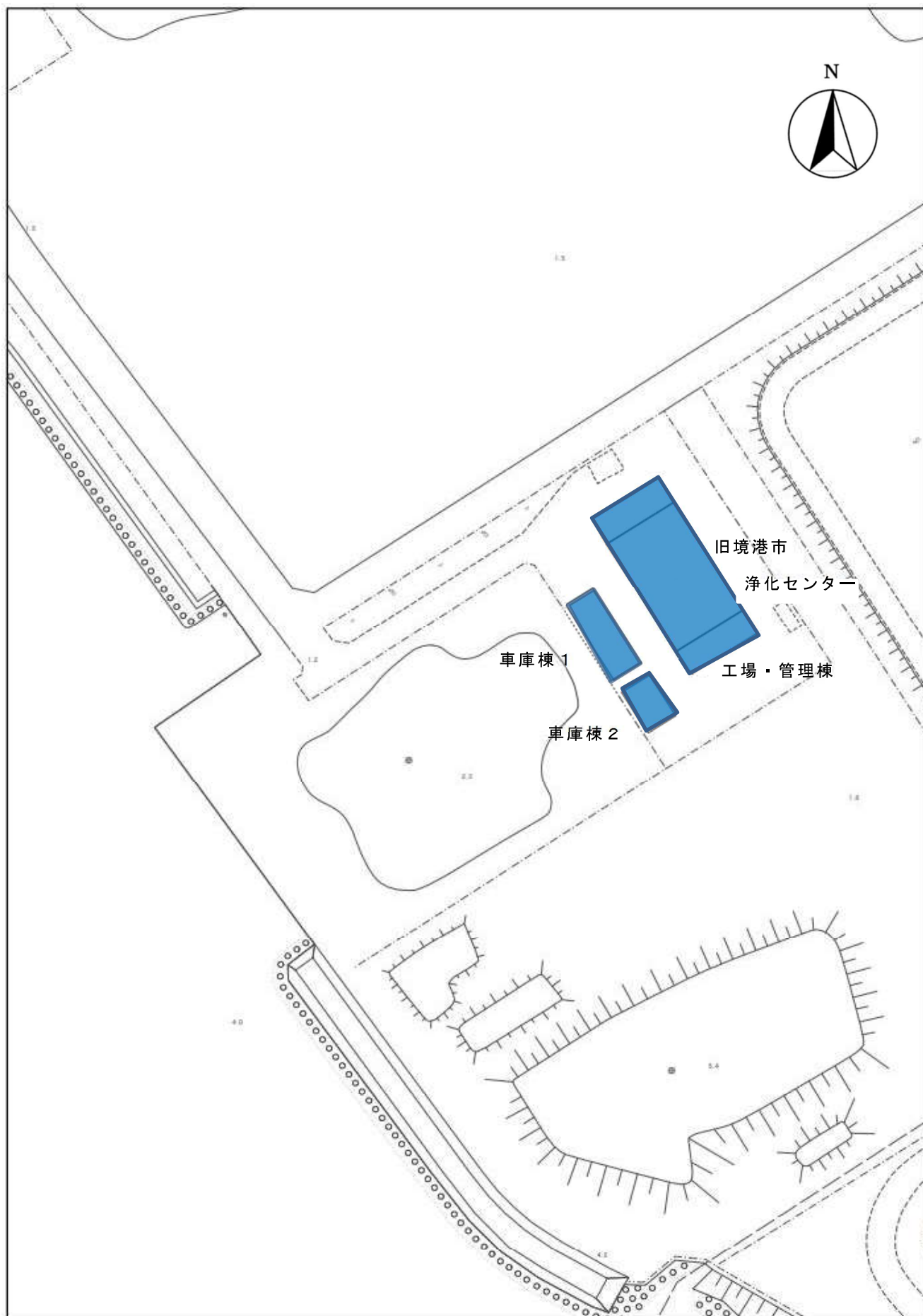
1 財 産 の 内 容

- | | | | |
|-----------|----------------------------------|-----------------------|------------------------------|
| (1) 種 類 | 旧境港市浄化センター（工場・管理棟、車庫棟 1 及び車庫棟 2） | | |
| (2) 所 在 地 | 境港市夕日ヶ丘 1 丁目 3 6 3 2 番地 1 | | |
| (3) 規 模 | 工場・管理棟 | 鉄筋コンクリート造地上 2 階地下 1 階 | |
| | | 延床面積 | 1, 4 8 7. 9 1 m ² |
| | 車庫棟 1 | 鉄骨造平屋建て | |
| | | 面 積 | 1 4 7. 0 0 m ² |
| | 車庫棟 2 | 鉄骨造平屋建て | |
| | | 面 積 | 8 4. 0 0 m ² |

- | | | | |
|---------|--------------|----------|-------|
| 2 相 手 方 | 防衛省所管国有財産部局長 | 中国四国防衛局長 | 田實 博幸 |
|---------|--------------|----------|-------|

- | | |
|-------------|-----------|
| 3 譲 渡 の 目 的 | 美保基地用地の拡大 |
|-------------|-----------|

(参 考)



(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）

（省 略）

（５）

（６） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（以下省略）

議案第 55 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

1 財 産 の 内 容

- | | |
|--------|----------------------------------|
| （１）種 類 | 土 地 |
| （２）所 在 | 境港市夕日ヶ丘 1 丁目 3 6 2 9 番 2 1 外 |
| （３）面 積 | 1 2 , 0 4 3 . 6 5 m ² |

2 相 手 方 防衛省所管国有財産部局長 中国四国防衛局長 田實 博幸

3 処分予定価格 8 0 , 5 2 3 , 0 0 0 円

4 処 分 の 目 的 美保基地用地の拡大

(参 考)



(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）

（省 略）

（５）

（６） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（７） 不動産を信託すること。

（８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

（以下省略）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。